

山梨県公報

第千六百二十九号

平成十七年

十二月二十二日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の予定(三件)……………八五三

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………八五四

開発行為に関する工事の完了について……………八五四

正誤

平成十七年十一月二十八日付け第千六百二十二号中……………八五四

告示

山梨県告示第六百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年十二月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所

西八代郡市川三郷町下大鳥居字池尻一五七六、一五七九の一、一五八三、一五八四、一五八五の一、一五八五の二、一五八九、一五九〇、一六〇二、一六〇五、一六〇八、一六一五、一六一六の一、一六一六の二、一六一七、一六二三から一六二五まで、字南向二五五五、二五五八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年十二月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町内船字スノ子澤一四二九九の一、一四二九九の二、一四三〇〇、一四三〇二から一四三〇七まで、一四三四二の一、一四三四二の三、一四三六四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年十二月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町八日市場字峠二六二四、二六三五、二六三六の二

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字峠二六二四（次の図に示す部分に限る。）、二六三五、二六三六の二
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十七年十二月九日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 キッズステーション
 - 2 代表者の氏名 河野めり子
 - 3 主たる事務所の所在地 北杜市須玉町藤田四百四十一番地一
 - 4 定款に記載された目的
- この法人は、障害の種類や有無に関わらず支援を必要としている多くの子どもたちに対して、できるかぎりの援助活動を行い、それによって子どもたちを囲む家族やその家族を囲む地域をより豊かな生活環境とする事に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十七年十二月十日から平成十八年二月九日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十七年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町西条新田字神ノ木八一の四及び八一の五の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南巨摩郡増穂町青柳町三千四百九十二番地百四十七 寺井一友
中巨摩郡昭和町上河東五百二十七番地一 松栄マンションB一〇一 寺井忍

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十七年十一月二十八日山梨県告示第六百十六号（土地収用事業の認定）

七九二	下	三	防災資機材等整備事業	防災資機材庫等整備事業
同	同	九	防災資機材等整備事業	防災資機材庫等整備事業